

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月17日

【会社名】 株式会社スリー・ディー・マトリックス

【英訳名】 3-D Matrix, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高村 健太郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町三丁目2番4号

【電話番号】 03-3511-3440

【事務連絡者氏名】 取締役 新井 友行

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町三丁目2番4号

【電話番号】 03-3511-3440

【事務連絡者氏名】 取締役 新井 友行

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 155,344,000円

- (注) 1. 本募集は平成25年7月25日開催の当社第9回定時株主総会の決議及び平成26年2月17日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの目的で新株予約権を発行するためのものであります。
2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとしたします。また、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成26年2月14日時点の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(5,110円)を基礎として算出した見込額であります。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	304個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年3月5日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	株式会社スリー・ディー・マトリックス 管理部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成26年3月6日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権については、平成25年7月25日開催の当社定時株主総会の決議及び平成26年2月17日開催の当社取締役会においてその発行の決議をしております。

2. 申込みの方法

申込期間に新株予約権付与契約の締結をもって、新株予約権の申込みとします。

3. 新株予約権の募集は、ストックオプションの目的をもって行うものであり、当社子会社従業員及び社外協力者に対して行うものであります。

4. 本募集の対象となる者の人数及び内訳は、以下のとおりであります。

付与対象者	人数(名)	計(個)
当社子会社従業員	3	80
社外協力者	2	224
合計	5	304

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	30,400株 本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的たる株式の数(以下「目的株式数」は100株とする。 ただし、目的株式数は(注)1の定めにより調整されることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額(以下、「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とする。 1株当たりの行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が本新株予約権の割当日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、後者の価格とする。 なお、(注)2の定めにより、行使価額の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金155,344,000円 (注)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、平成26年2月14日時点の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値を基準とした見込額です。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 1株当たりの発行価格は、行使価額と同額とします。 2. 資本組入額 新株予約権の行使により当社が株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げるものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記に記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成28年3月7日から平成36年3月6日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	受付場所 株式会社スリー・ディー・マトリックス 管理部 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 麹町支店

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権者のうち社外協力者を除く当社の子会社の従業員は、本新株予約権の行使時において、当社もしくは当社の子会社の役員、従業員であることを要する。ただし、当社もしくは当社の子会社の役員が任期満了により退任した場合または当社もしくは当社の子会社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 2. (1) 前号にかかわらず、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合、本新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができる。 (2) また、前号にかかわらず、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合、本新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができる。 3. 当社は、当社と本新株予約権者との間で個別に締結する本新株予約権の割当に関する契約において、下記事項に該当する本新株予約権者による本新株予約権の行使について下記の制限を定めることがある。本新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならない。 その他本新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めるものとする。
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。 2. 本新株予約権者が上記本新株予約権行使の条件により本新株予約権を行使できなくなったときは、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。 3. 本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。</p> <p>この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>交付する組織再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類 組織再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>新株予約権の権利行使期間 権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p>

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数の調整

当社は、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(これらを総称して、以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他目的株式数を調整することが適切な場合は、会社は合理的な範囲内で目的株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権割当後、当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切上げる。

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

なお、本新株予約権割当後、当社が合併等を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他1株当たりの行使価額を調整することが適切な場合は、会社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しないものとします。

4. 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、当社が定める新株予約権行使請求書および当社の要請により要求されるその他の書類が受付場所に到達し、かつ当該行使にかかる本新株予約権の払込金額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれたときに生じる。

当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株式を発行または移転する。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
155,344,000	1,200,000	154,144,000

- (注) 1. 「払込金額の総額」は新株予約権の行使による払込金額の総額であり、平成26年2月14日時点の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(5,110円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 「発行諸費用の概算額」には消費税等は含まれておりません。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、当社子会社従業員並びに社外協力者に対して、中長期的なインセンティブを持たせることを目的としており、当社グループ全体の事業推進やグローバル展開を加速させ、企業価値の向上や株主の皆様様の利益向上を目指してストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであり、資金調達を目的としたものではありません。

また、資金の払込みは、新株予約権を付与された者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

したがって、手取金は、運転資金に充当する予定ではありますが、具体的な金額については、払込みがなされた時点の資金繰り状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

1 . Bengt Norden

a . 割当予定先の概要	
氏名	Bengt Norden
住所	Vastra Frolunda, Sweden
職業の内容	大学教授
b . 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社医学・科学技術顧問

2 . 松浦 裕

a . 割当予定先の概要	
氏名	松浦 裕
住所	兵庫県芦屋市
職業の内容	会計事務所代表
b . 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	会計アドバイザー

c . 割当予定先の選定理由

当社は、上記社外協力者に対して、中長期的なインセンティブを持たせることを目的としており、当社グループ全体の事業推進やグローバル展開を加速させ、企業価値の向上や株主の皆様の利益向上を目指してストックオプションとして新株予約権を無償で発行することを決定いたしました。

d . 割り当てようとする株式の数

割当予定先	新株予約権の目的である普通株式の数
Bengt Norden	12,800株
松浦 裕	9,600株
合計	22,400株

e . 株券等の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

f . 払込みに要する資金等の状況

本新株予約権は無償で発行されるため、本新株予約権の払込金額はありません。

g . 割当予定先の実態

当社は、割当予定先について、顧問契約または業務委託契約の締結時に、反社会的勢力との一切の取引等の関わりがないことを調査しております。また、不定期に割当予定先に対し、反社会的勢力との一切の取引等の関わりの有無について聞き取り調査を行っており、当社は、割当予定先が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げるものではありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使価額等の発行条件を決定するにあたっては、当社株式の流動性、株価水準、株価変動性等の諸要因を総合的に勘案しております。また、独立した第三者機関である山田FAS株式会社(東京都千代田区)(以下「算定機関」といいます。)に新株予約権の価格算定を依頼し、新株予約権に関する評価報告書を受領しております。

算定機関は、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、リスクフリーレート及び配当利回り等を勘案した上で、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるブラック・ショールズ・モデルを用いて新株予約権の理論的価値を算定しております。

本新株予約権の発行は、当社子会社従業員及び社外協力者の当社へのコミットメントを更に高めることにより当社の業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めるため、ストックオプションの付与を目的としており、これにより、当社の企業価値の向上が見込まれることを勘案し、算定機関の評価結果も踏まえて、定量的、定性的に十分に総合的に検討いたしました。

新株予約権の発行価格は、新株予約権を発行することによって得られる当社の経済的利益に見合うものであると判断しておりますが、割当予定先に社外協力者を含むことから、発行に際し株主の承認を得ることとしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社普通株式の現在の発行済株式総数19,794,800株(議決権数197,890個)に対して、第三者割当による新株予約権の発行により発生する潜在株式数は30,400株(議決権数304個)であり、発行済株式数に対して最大で0.15%(総議決権数に対する割合0.15%)の希薄化に過ぎません。

本新株予約権の発行は、当社子会社従業員及び社外協力者の当社へのコミットメントを更に高めることにより当社の業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めるためのストックオプションの付与を目的としており、これにより、当社の企業価値の向上が見込まれるものと考えております。

当社の企業価値が向上することは、既存の株主の皆様利益向上に資するものと考えており、本第三者割当による新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、既存の株主の皆様にとっても合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

平成25年10月31日現在の当社の発行済株式総数19,794,800株に係る議決権の総数は197,890個で、本第三者割当により発行される新株式30,400株に係る議決権数は304個となるため、発行済株式総数に対して0.15%(議決権数に対して0.15%)の割合となり、希薄化率は25%未満であり、また、本第三者割当によって新たに支配株主となる者は生じないため、大規模な第三者割当に関する事項について該当はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有株式 数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合(%)
永野 恵嗣	東京都世田谷区	1,572,500	7.95	1,572,500	7.93
日本マスタートラ スト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町 2丁目11番3号	1,101,200	5.56	1,101,200	5.56
ニュー・メディ ア・ジャパン・イ ンコーポレイテッ ド	東京都足立区綾瀬 1丁目6-13	983,800	4.97	983,800	4.96
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海 1丁目8-11	727,900	3.68	727,900	3.67
佐々木 桂一	東京都渋谷区	719,300	3.63	719,300	3.63
扶桑薬品工業株式 会社	大阪府大阪市中央 区道修町1丁目7 番10号	640,000	3.23	640,000	3.23
野村證券株式会社	東京都中央区日本 橋1丁目9-1	430,500	2.18	430,500	2.17
株式会社アイル	東京都板橋区小豆 沢2丁目20-10	400,000	2.02	400,000	2.02
日本証券金融株式 会社	東京都中央区茅場 町1丁目2番地10 号	347,300	1.76	347,300	1.75
PERSHING - DIV. OF DLJ SEC S. CORP. (常任代理人シ ティバンク銀行株 式会社)	ONE PERSHING PLAZA JERSEY CITY NEW JERSEY U.S.A (東京都品川区東 品川2丁目3番14 号)	325,500	1.64	325,500	1.64
計	-	7,248,000	36.63	7,248,000	36.57

(注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年10月31日現在のものです。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当による新株予約権行使に係る新株式発行後の当社株式(単元未満株式及び自己株式を除きます。)に係る議決権数(198,194個)に対する割合です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第9期(自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)

平成25年7月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第10期第1四半期(自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日)

平成25年9月11日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第10期第2四半期(自 平成25年8月1日 至 平成25年10月31日)

平成25年12月11日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年2月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年7月26日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年2月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年8月2日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

「第三部 参照情報」に記載の有価証券報告書(事業年度第9期)及び四半期報告書(事業年度第10期第2四半期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年2月17日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社スリー・ディー・マトリックス 本店
(東京都千代田区麹町三丁目2番4号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。